

令和3年度

第2回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会
議事録

日時：令和3年12月8日（水）10:00～12:17

場所：Web会議

【議題】

- (1) 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を限定する仕組及び基準について
- (2) 海域におけるOECMについて
- (3) その他

【資料】

- ・ 第2回検討会 議事次第
- ・ 第2回検討会 出席者名簿
- ・ 資料1-1 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」認定の進め方
- ・ 資料1-2 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」の認定基準案
- ・ 資料2 海域におけるOECMについて
- ・ 参考資料1 令和3年度第1回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会における検討委員からの主な指摘
- ・ 参考資料2 海域におけるOECMの検討に関する参考図面

1. 開会

- 事務局・河野 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第2回「民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会」を開催します。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本検討会の事務局を担当しております「いであ株式会社」の河野と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、環境省自然環境局の奥田直久局長より開会の御挨拶を頂きたいと思ひます。

- 奥田局長 本日はお忙しい中、この検討会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回は8月の初回に続く2回目の検討会となりますが、前回からの間でも各方面でOECMについて話題となる機会が増えてきており、少しずつ関心も高まってきたのではないかと感じております。環境省としても全国的に議論を深めながら、省内外での議論を深めて重要な政策の一つとして位置付けていきたいと考えておりますので、今回もよろしくお願ひ申し上げます。

一方、世界に目を向けると、前回も御紹介したかもしれませんが、G7、G20での議論というものをベースにしながら、来年のCOP15で採択予定のポスト2020、新たな「Global Biodiversity Framework」の策定、これについてどのような内容が含まれるか、これに対して各国の関心も高まってきていると感じております。

その中でも、生物多様性の損失を止めて反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」を達成するための取組、これにとりわけ注目が集まっているのではないかと思います。我が国としても企業が生物多様性保全に貢献していることを定量的に評価する、こういう仕組みを早期に準備していくことが重要だと考えています。

この検討会では民間の取組によって生物多様性保全が図られている区域を認定する仕組みを大きなテーマとしており、前回の検討会では一定基準の素案について、陸域を中心に御議論いただきました。また、海域のOECMについては、今年度から新たに勉強会を立ち上げて既に議論を開始しておりますが、これについて御報告をさせていただきます。

今回の検討会では前回の検討会における議論を踏まえて、民間の取組によって生物多様性保全が図られている区域の認定の仕組み、および基準を再度、整理しましたので、改めて御議論いただきたいと思っております。

また、海域におけるOECMについても、今後の検討の進め方等をお示しいただき、御意見をいただければ幸いです。

本年度内にあともう一回の検討会の開催を予定しておりますが、それにつながる有意義な議論が出来ることを期待しているところでございます。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、最後になりますが、今回も前回に引き続き多くの自治体、企業、様々な方々からお申込みを頂いているところでございます。OECMの重要性が高まっている中で、今後の発展への期待というふうに考えておりますので、傍聴して頂く皆様にも感謝を述べたいと思えますし、また引き続きの様々な側面的な御協力をお願い申し上げまして、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

- 事務局・河野 奥田局長、ありがとうございました。本日の検討会はWeb会議での開催となっており、委員の皆様はそれぞれの御所属等からオンラインで御出席いただいております。また傍聴希望の御登録をいただいた皆様に傍聴いただいております。なお、NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事で、岩手大学農学部名誉教授の広田純一委員からは、事前に書面で御意見を頂いておりますので、後ほど事務局から紹介させていただきます。

それでは議事に移らせていただきます。ここからの進行は石井座長にお願い出来ればと存じます。石井座長、よろしくお願い致します。

2. 議題

- 石井座長 今回も進行役を務めさせていただきます。限られた時間ですが、いつものように活発な御議論をお願いします。

本日の議題ですが、「その他」を含めて3件です。1件目が陸域のOECM、そして2件目が海域のOECM、いずれも重要な議題でございます。時間配分に気を付けていきたいと思っておりますので、委員の皆様も御協力をどうぞよろしくお願い

します。

それでは、最初の議題にまいります。1件目です。「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する仕組み、及び認定基準について」、では事務局から御説明をお願いします。

(1) 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を設定する仕組み及び基準について

- 環境省・橋口係長 資料1-1と資料1-2を続けて御説明させていただきます。

資料1-1について、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」、この呼び名は議事次第でも資料名でも使ってきたところですが、それに該当し得るエリアというのを、このスライド1で再び示しております。

「生物多様性」を主目的とするような区域から、そうではなく副次的に生物多様性保全に貢献している区域まで様々挙げられます。こうしたエリアのうち企業や、あるいは団体、個人、自治体によって本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域、こうしたものが今回、議論したい「個別認定の仕組み」の対象となってくると考えています。

次のスライド2、まず今回議論したい「国が個別認定する区域」ですが、国土全体があったというイメージをしたときに、国土の中にはまず先ほど挙げたような「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」が存在します。この内側の小さな緑の「○」はそれぞれ保全が図られている区域だと思っていただければと思います。こうした個別の区域というのは、例えば国立公園とか、鳥獣保護区といった、保護地域として提示されている場所の中に既に入っているという場合もありますし、そうでない場合というのもあります。

国際的には保護地域以外の場所、「生物多様性保全に貢献する区域」というのは、「OECM」ということで整理されています。OECMの「O」がOtherということなので、保護地域以外を指していますが、ただ日本の場合は民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域というのは、このように保護地域と、保護地域以外にまたがって存在していると思います。

そこで、こうしたエリアを今回「自然共生エリア」ということで、個別に認定していこうという考えであります。この「自然共生エリア」という名称は、あく

まで事務局の案ではありますが、自然をイメージする単語、人との関係を表す単語、そしてエリアベースの保全手段を表す単語を組み合わせて、なおかつ分かりやすい名称ということで考えさせていただきました。この名称は案ですので、もし御意見をいただければありがたいと思っておりますが、本日の説明の中ではこの「自然共生エリア」という名称を使わせていただきたいと思います。

次のスライドは、これまでの検討会では環境省が認定の仕組みや基準を作るということで議論をしてきたわけですが、その認定の対象となるのは個別の自然共生エリアであって、その個別認定のスキームを検討してきたということでありませう。スライドの下半分では、個別認定の大まかなフローを示しており、申請された区域について環境省が認定主体となって認定を行う。認定された区域については、保護地域に重なっているところは国際的な保護地域データベースに登録することになるので、その重複部分を除外したものを国際的に整理されているOECDのデータベースに登録するということとなります。

この「OECD国際データベース」に登録するOECDというものの中には、今回議論する個別認定エリア以外のものも含まれると思っていて、そのあたりを説明したのが次の4枚目のスライドになるというところです。このスライドではボックスが上のほうにありますが、この上のボックスのうちの左側が陸域、右側が海域となっております。

陸域のほうについては、自然共生エリアを登録していくということになりますが、その中には赤枠で囲っている今回議論する「a-1」と書いた個別エリアの環境省が認定していくもののほかに、「a-2」と書いてある団体との連携協定、団体と連携協定を結ぶような形もあり得るかと考えています。また、それら以外にも「b」と書いてありますが、関係省庁と今後は調整・整理していくというものもあるかと思っております。

一方、右側の海域のほうについては、例えば干潟などの沿岸域では里海活動のような取組が行われている場所もありますので、陸域と同じように個別にエリアを認定していくということもあり得るかと考えています。ただ、沖合や海底は基本的には民間の取組があまり想定されないエリアになりますので、個別認定ではなく関係省庁と調整・整理していくものが主になると考えております。

こういう調整・整理していくものというのは、具体的な検討はこれからなので、

まずは個別認定スキームを先駆けて検討していくというところですが、なぜ個別認定スキームを先に検討していくかという理由を下に3点ほど挙げさせていただいております。

一つ目には、「TNFD」という言葉が出てきておりますが、これはTask Force for Nature-related Financial Disclosures、「自然関連財務情報開示タスクフォース」と呼ばれていて、今「TCFD」というこれの気候変動関連のものが既に世間に浸透してきていますが、その自然資本版の検討が早いペースで世界的に進んでいるところです。企業が保全に貢献しているということを国が認定する仕組みを早いうちに作っておいて、そうした世界的な動きに対応出来るような条件を整えておく。そのために個別認定スキームは今のうちから必要と思っています。

2つ目は、個別認定スキームを先行させて、認定基準を明確化しておく、いわば相場観を作っておくということです。今後、「団体との連携協定」によるものとか、あとは「関係省庁と調整・整理」していくものについても、個別認定基準に沿ったような整理が出来てくるので、その相場観を先に作っておくことも必要と考えております。

最後の3つ目ですが、自然資本の持続的な利用、いわば里山的な「自然との共生」という日本ならではの発想を、きちんと評価してそれを認定する。そういうスキームを持っておくと、それを世界に先駆けて発信していくことが出来る、これも重要なのではないかと考えております。この3つの理由から、「個別認定スキーム」というのをまずは先駆けて検討していくのだという御説明です。

今後の検討のスケジュールがスライドの5枚目になります。陸域については前回の検討会でもお示しをしましたが、本年度中にこの自然共生エリアの個別認定の仕組みというのを検討して、あとは認定基準を今年度中に策定します。それ以来年度、令和4年度から認定の仕組みを試行していくということです。

その「試行」という段階を通じて、必要であれば認定基準の見直しをしますし、認定体制の在り方も整理していく。そして令和5年度からは、この「自然共生エリアの個別認定」というのを正式に開始していく予定です。そして令和5年には、「100地域先行認定」を目標として目指していきたいと考えております。

一方、海域は少し検討状況が異なっており、今年度の目指すところは、まずは海域におけるOECMの考え方や方向性について整理するところまでと

います。ただ、先ほどもあったように、干潟などの沿岸域で自然共生エリアになり得る区域については、今後、陸域と同じ仕組みの中で個別認定することが可能かどうか、その可能性も含めて来年度以降、認定基準を検討していきたいと思っております。これが大まかな今後の検討スケジュールです。

スライドの6枚目は、最後に個別認定をしていくための体制についてです。まず当面の間は、国が直轄で試行的に仕組みを回していきたいと思っております。そこで知見を溜めた上で、将来的には国以外の機関へ認定業務を委譲する可能性も含めて再検討したいと思っております。というのも、将来的にもし認定業務を国以外の機関に委譲することがあったとしても、当面の間は制度の改善とか、知見の蓄積とか、運用ガイドラインを作るといったことをまずはしていきたいと思っています。また、将来的には「認定手数料」みたいな話がどうしても避けて通れなくなってくるかなというところで、まずは最初のスタートダッシュのところは、付加的なコストがかからないように手を挙げてもらえるように認定料を取らずに、国の予算措置でやっていきたいと思っております。

最後の7枚目のスライドでは、認定体制、個別認定のイメージを少し詳しくに書いています。認定運営の事務局というもの、これは業者に委託するイメージですが、これを設けまして、そこでまずは申請書類の形式的なチェックをした上で、同じ業務で設置するイメージの、有識者を交えた審査委員会の中で審査をします。その審査結果を環境省が受けて、環境省が国として認定する。それで認定した中から、保護地域と重複する部分は除いて、国際的なOECMのデータベースに登録する、そういうイメージを考えています。

審査委員会で審査をするときには、やはり客観的なしっかりした認定基準が必要になってくるということで、その認定基準もこれまで議論してきたわけですが、次の資料1-2で認定基準を御説明させていただきます。

この認定基準については、IUCN（国際自然保護連合）が作成している、どういうところがOECMになるかを特定するためのメソドロジーというものがあるのですが、それに沿って基準の項目を並べております。大きくは4つあります。

一つ目は、「境界・名称に関する基準」というもの、2つ目が「ガバナンス・管理に関する基準」、3つ目が「生物多様性の価値に関する基準」、そして最後に「管

理による保全効果の基準」と分けております。

この表の見方として、一番左側の列にこの認定基準の本体が書いてあります。基本的には一部を除いてはこれらを全て満たしている必要があるというふうに考えて見ていただければいいかなと思っております。その右側、中央の列に「認定基準の詳細」、いわば細部解釈のようなものを書いています。そして一番右の列には、その認定基準に適合することを確認するための添付書類を示しています。

今回お示しをしている基準のセットというのは、来年度から認定の仕組みを試行的に運用していく際に使っていこうとしているものです。試行的な運用の過程でもし課題が見つければ、適宜改善していきますが、まずは来年度からの試行運用にはおおむね今回お示しをしているこの内容で開始したいと思っております。今回頂いた御意見を踏まえて、もし修正する必要があるれば次回の検討会までに微修正をしたいと思っております。

かなり資料が細かいですから、委員の皆様には事前にお送りしておりますので、ここではかいつまんで御説明したいと思います。この基準のポイントとしては、この自然共生エリアに認定する個別エリアというのが、どういう場所が理想的か、望ましいかということは示しつつも、一方で基準が厳し過ぎて申請のハードルが高いものにならないよう気を付けて工夫をしていますので、そういうイメージで捉えていただければいいかなと思っております。

まずは一つ目の「境界・名称に関する基準」です。ここはア・イ・ウと3つ示しております。「ア」が地理的に画定された区域であること。「イ」が区域の面積が算出されていること。「ウ」は名称が付されていること。この3つを設けております。右の列の基準の詳細を見てみると、例えばアのところだと、「地理的に画定された区域」というのは、区域を図面上に示すことが出来てかつ客観的な根拠、あるいは現場での目視によって境界が説明出来ればそれでよいということにしています。GISデータがもしあればそれで画定できるので越したことはないですが、もしGISデータがなければ、それはそれでかまいません。あと、例えば地籍測量が終わっていない土地とかであっても、いわゆる公図や、公図を元に25000分の1以上の地形図に区域を示していただければ、それでよいということにしておりますので、境界線が厳密に決められていないような土地でも比較的対応出来るようになってきているのかなと思っております。

2つ目、ガバナンス管理に関する基準ですが、まず「2.1」として、管理権限に関する基準というのを示しております。ここでは「統治責任者」「管理責任者」どちらかの立場である者であれば申請主体になることが出来るとしています。「統治責任者」「管理責任者」の考え方は詳細のところに書いていますが、「統治責任者」というのは土地の所有者であれば意思決定権限を持っているといえますし、そのほかに例えば自然再生法などの法律に根拠を有する協議会みたいなものが区域を指定していれば、その区域を申請するとなったときに、その協議会というものもこの「統治責任者②」と書いてあるほうに当てはまるかなと想定しております。一方で「管理責任者」のほうですが、これは区域の今現在の管理に責任を負う者ということで、「統治責任者」である土地所有者と「管理責任者」が同じ場合もあれば、例えば土地所有者から管理委託を受けたり、土地自体を借りたりして区域を管理しているケースというのものもあるかなと思います。「統治責任者」や「管理責任者」とは、その区域を申請することについて基本的にお互いに同意が必要ですが、例えば土地所有者の登記情報を辿ることが出来ないとか、そういうやむを得ない場合は除く、という但し書きも設けていて、なるべく広く対応出来るようにしているというところです。

3 ページ目のところは詳細を割愛しますが、管理の衡平性とか、例えば反社会的勢力ではないことなどを書いております。

「2.2」のところでは、管理措置に関する基準を設けております。管理目的がまず明確化されているというのと、あとは管理措置の内容が明確化されているということがあります。ここでは「生物多様性の保全というのが主目的でなくても構わない」ということも書いてありますし、あとは管理措置の中には、例えば人為的な手を加えない、「何もしない管理というのも含むことが出来る」ということを詳細のところに明記しております。

次に4 ページ目、「2.2」の管理の措置の中の最後のところですが、ここでは管理体制の長期継続性について記載しております。申請時点で体制に変更が生じる可能性があれば、それは申告してくださいということと、あとは土地の賃借などで期限が存在する場合には、少なくとも「おおむね5年程度継続管理が見込まれること」としております。これは後ほど説明するモニタリングの基準の頻度と合わせた形で「5年」ということで書いております。ここまでが管理に関する基準

です。

次の5ページ目からは、「3. 生物多様性の価値に関する基準」です。ここまでの1. と2. については、どちらかという形式的な確認をする基準になっていましたが、ここからの3. と4. というのは定性的な判断が大きくなっていくかなと思います。

生物多様性の価値については、「ア」という中に(1)～(9)まで並べています。このアについては、「いずれかを満たせばよいこと」としています。柱書きの中に但し書きが書いてありますが、この但し書きの中には、例えば生物多様性の価値の観点から言えば、本当はもっと広い範囲が一体性を持っているという場合にあってはなるべく全体を一つの区域として申請してもらうのが望ましいということが書いているのと、あとは逆に、申請区域の中の一部しか生物多様性の価値がないという場合には、それが必要最小限と認められる範囲しか認定出来ずむやみに広げて申請は出来ないということを書いております。これまでの議論の中でも「面積の制限はあるのか」という話が出てきましたが、基準の詳細のところ「区域の面積の下限を設定しない」と明記しています。

生物多様性の価値に関する基準の(1)～(9)では、保全上重要な「場」、重要な「種」、そして保全上重要な「機能」という3つに大きく分けております。申請区域が生物多様性の価値を有するエリアかどうかを判断する際に、まず着目する出発点が異なるということで整理して並べているものです。なので、結局は(1)～(9)のどれか一つでも満たしていればOKということになっています。

「保全上重要な場」という中でいうと、(1)は環境省が認定しているような重要里地里山のように既に生物多様性の観点から重要性が認められているようなものというのは、これはやはり価値の面で言うと申し分なく、ほかの何も満たしていなくてもOKだということで、これは真っ先に拾えるような基準にしたいとなっています。(2)では原生的な自然生態系、(3)では二次的な自然環境の生態系というのを拾えるようにしております。(4)については、これはIUCNが示している国際的な基準の中にも、「付随する生態系サービス」ということが書かれていて、その扱いが悩ましいところですが、ここでは在来種中心の生態系があって、かつ生態系サービスがあればよいということにしておりますので、かなり広めに読めるようになっているかなと思います。(5)は少し異色ですが、地域の

伝統文化のために活用されている自然資源の場、それはそれだけで価値があるのではないかということで並べております。

「重要な種」については、(6)は希少種、(7)はレッドリストなどに載っていないなくても、分布が限定されている種とか、特異な環境に依存する種であれば拾えるようにしています。

「重要な機能」のところは、(8)は動物の生活史、ライフサイクルを支えるのに不可欠な場所になっているということです。(9)のほうは、これも広く読める部分ですが、バッファーとか、コリドーとか、そういう機能を有する場所であれば認められるようにしたいということです。例えば「都市の中の自然」というのも、この「連結性」とかで読める可能性もあるのかなと思っております。

この(1)～(9)の生物多様性の価値について、「イ」のところでは何らかの根拠資料を示してください、ということにしております。

7ページ目からは、「4. 管理による保全効果に関する基準」となっております。申請時に、申請区域における具体的な管理措置の内容と、申請区域がどのような生物多様性の価値を有するかということをお知らせしてもらい、それを審査委員会の専門家がみながら、この場所でそのような措置をされているのであれば、保全に貢献しているから認定してもよいだろう、という判断をしてもらうための基準がこの部分です。特に「ア」のところでは、「長期的な域内保全に貢献するものであること」というのを総合的に判断してもらうということになります。

基本的には、申請者の考えている情報を申請書類に書いてもらうこととなります。例えば「ウ」のところだと、もし申請時点で明らかに生物多様性の価値を劣化させる可能性が高い脅威となるような要因があれば、対策を実施または検討しているということと、「エ」のほうでは、開発行為が予定されていない旨を書いてもらうということで、このあたりも広めに読めるようになっているかと思います。

8ページにはモニタリングに関する基準がありますが、実際に実施するのが大変なのはこのモニタリングかなと思っております。やはり一義的には、モニタリングをしていただきたいと思っているので、「ア」の中で(1)のように、しっかりと自ら定期調査実施計画というのを作って、おおむね5年に1度の頻度でモニタリングをしてほしいと思っています。

モニタリングのやり方というものも、認定主体側で厳しく決めるというわけでは

なくて、申請者が自らやり方を決めて、それが審査委員会で妥当だと認められればよいということにしていますが、ただ、それでもやはり（１）は難しいという場合には、例えば（２）のように、自治体の「レッドリスト評価」における調査、あるいは環境省の「モニタリングサイト 1000」とか、そういうしっかりとした調査が過去にされていて、それ以降は場の大きな変化がないということが５年に１度ぐらいの頻度で確認されていれば、それでもよいことにしましょう、というふうにしています。

それでもやはりモニタリングというのはかなりハードルが高いという場合には、但し書きでも読めるということになっていて、現状の管理措置を継続することによって、土地の大きな改変を予防して、かつ生物多様性の価値の大きな劣化を防げると判断されれば、それでもよいということにしております。「イ」のところは、これはモニタリング結果の報告とか、レビューに関する部分ですが、おおむね５年に１度、専門家委員会で検証するような目安というふうにしています。ただ、これもやはりきちんと（１）のように、法定協議会とかそういう適切な評価主体が別にあればそれでもよいということにしていたり、（２）ではやはり現状の管理措置で大きな土地の改変とか、生物多様性の価値の大きな劣化が防げていれば、それでよいということにしていたりします。

以上、長くなりましたが、資料 1-1 と 1-2 の御説明でした。今お示しをした体制と基準によって、自然共生エリアの個別認定の仕組みをまずは来年度から試行的に運用していきたいということですので、今後、考慮すべき点とか、見直すべき点とかを御意見いただければと思っております。

説明は以上になりますが、本日、この場におられない広田委員から事前に資料を御確認いただいて、書面で御意見を頂いておりますので、このタイミングで当方から御紹介させていただきたいと思っております。

資料としては御用意出来ていないので、こちらで読み上げさせていただく形になります。

まず「OECMに該当し得る地域について」ということで意見を頂いているのが、一つは「コウノトリの保全に取り組んでいる豊岡市のように、生態系保全型の農業というのを自治体として推進している場合、陸域OECMの a-2)（資料

1-1 スライド4) に該当するようなものとして整理出来るのではないか」という御意見を頂いております。

次に、「多面的機能支払交付金とか、中山間地域直接支払制度の対象になっているような農地、そのうち生態系保全に取り組んでいる地域というのが、自然共生エリアと整合的だと考えられるので、個別申請だけでなく、陸域OECMのb)の形、つまり「関係省庁と調整・整理」として今後は整理することが出来ないか、今後検討が必要ではないか」という御意見を頂きました。

次に土地所有の問題について、「土地所有者が特定出来ない土地、あるいは未登記の土地などの扱いをどうするかというのが今後重要な検討課題です。申請地域の中に所有者不明の土地が点在しているような場合でも、エリアをまとめて申請が出来るような制度的工夫があればよい」という意見を頂いております。

次に農地の認定のインセンティブについて、「農地が認定を受けるメリットとして、例えば生き物ブランド米のように、当該農地の生産物の付加価値の向上につながる可能性がないわけではなく、仮にOECMの認知度が将来的に高まってくれば、認定農地からの農産物が同じように、環境保全への寄与という付加価値を得られる可能性もあります。さらに環境保全型農業に関心を示す若い農業者というのも増えているので、OECMの認定がそうした若手農業者にとっても魅力的なものになっていくといいですね」というコメントを頂きました。

もう一つは、海と陸の一体型自然共生エリアについて、「これは「森は海の恋人」という気仙沼の取組が有名ですが、その運動に代表されるように流域の観点が住民レベルに根付いている地域というのがあります。そういう地域では陸と海を分けずに、一体として捉えたほうがよいのではないか」という御意見を頂いております。

最後になりますが、「認定地域を類型化し、各類型の典型的な事例について試行的に取組を進めていくというようなアプローチもあるのではないか」という御意見を頂きました。

以上、口頭で申し訳ありませんが、広田委員から事前に頂いている御意見を紹介させていただきました。

ここまでの議題1の私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

- 石井座長 どうも御説明ありがとうございました。この部分は大きく2つあるようなので、少し分けて議論させていただければというふうに思います。

資料1-1のところですが、「再整理」という部分も入っていますし、「スケジュール」も入っていました。この部分について少し議論したいと思います。それからあとは資料1-2ですね。前回ご提案があって、今回さらに深めていただいた認定基準案ですが、この部分を後半に議論するというふうにさせていただければと思います。

それでは資料1-1について委員のほうから御意見があったら伺いたいと思います。では、渡辺委員、お願いします。

- 渡辺委員 OECMの具体的な認定の仕組みについて検討を進めていただきありがとうございました。最初のパワーポイントの資料の関係で幾つかコメント出来ればと思います。

最初に、「自然共生エリア」というのが保護地域にも一部掛かるのだという説明がありました。これについては保護地域の中にもいろいろな保護地域の制度が含まれていて、例えば国立公園一つとってみても、特別保護地区から特別地域、緩やかな規制の普通地域まで含まれている。保護地域にもいろいろな内容の制度があるということなので、この自然共生エリアの仕組みを導入することによって、保護地域に掛かっているところについても生態系の質、あるいは生態系の管理上の質を高めていくことにつながるのであれば、それは意義深いことではないかというふうに思って、自然共生エリアが一部保護地域にもかかっていくという考え方の整理については賛成です。

名前についても「自然共生エリア」ということで、簡潔にこのエリアの特徴を表しているものではないかというふうに思いました。

それから「自然共生エリアではないOECMの地域」をどう考えていくかということですが、これは保護地域ではなく、また民間の取組でもない、でも結果として生物多様性が保全されるエリアということになると思うのですが、ここにどのようなものが入ってきて、それをどう呼ぶのかというあたりは、今後、自然共生エリアの個別認定のプロセスを進めつつ、その外側にある各省と調整・整理していくというエリアの考え方は、これはよく整理していくことが必要ではないかというふうに思いました。

それから個別認定の仕組みのところ、「認定主体が環境省」と書いてあって、生物多様性の観点から環境省が責任を持って認定主体になるということはよいことだと思いますが、今回のこの自然共生エリアの認定というのは、都市公園も含めた都市地域、あるいは農林・漁業地域の中でこの自然共生エリアの認定を積極的に進めていくことがとても重要になると思います。

そのときに、国交省や農水省の知見であるとか経験が、この個別認定の仕組みの中でうまく生かされていく、あるいは個別認定を促進していくことについて、そういう関係省庁の応援をもらえるようにしていく。そういう仕組みにしていくこともとても重要ではないかと思いました。

それから検討スケジュールがあって、個別認定から進めていくということとか、まずは100地域を目標に令和5年度認定申請開始するということですが、この作業のプロセスと並行して、今までもこの委員会で議論が何度か皆さんから出されていたように、1個1個の個別認定をしていくことも重要ですが、保護地域とか自然共生エリアの認定地域というのが相互につながり合っただネットワークが形成されて、国土全体の生態系の質が高まっていくというふうにしていくところがとても大事なので、そういうネットワークがうまく形成されていくような仕組みの検討、あるいはそのネットワーク形成の状況を把握していく仕組み、そういうことについても個別認定の試行的なプロセスと並行して作業を進めていっていただけたらいいのではないかと思います。渡辺からは以上です。ありがとうございます。

- 石井座長 どうもありがとうございました。では続きまして竹ヶ原委員、お願いします。
- 竹ヶ原委員 資料1-1の2ページで、今回OECMとは厳密には重なりませんが、「自然共生エリア」という形できちんと分かりやすいネーミングがなされたということは素晴らしいなと思ったのですが。

これは確認ですが、あくまで個別認定の対象になるのはこの図で言うところの白丸(○)で、個々のサイトということの理解でよろしいでしょうか

2点目のコメントは4ページに係るところです。もうこれはこの場でも御紹介されておりましたが、今ESGがすごくメインストリームになっていく中で、企業価値に、いわゆる無形資産というか、情報をどうやって入れ込んでいくかという

のが大きなテーマになっています。それでTCFDが先行することで、もうカーボンニュートラルの話は企業価値と直結出来る話になっているのですが、企業サイドでは次のテーマとして「自然資本をどう見るか」ということがすごくテーマになっておりました。

だから、このタイミングでこの制度が入りますと、まさに個別の認定を受けることで、企業が今まではどちらかという社会貢献的に守ってきたような取組が少し見える化されて、かつその財務価値をどう見せるかという、一番面倒くさいテクニカルな議論はTNFDのほうで同時並行的に進みますので、むしろその手法をうまく使いながら環境省のほうで先行的に、認定いただいたものをどう価値として見せていくか、という議論も出来ると思いますので、非常にいいタイミングで制度を入れていただいたかなと、これはコメントでございます。

- 一ノ瀬委員 保護地域と自然共生エリアとOECMの関係を図のような形で整理していただきました。「自然共生エリアには入らないOECM」というのはあるのかどうかという確認です。

もう一つは、申請主体が企業・団体・個人・自治体とあるのですが、国とかはここには入らないですかね。政府というのは、河川とか海岸線の場合には、あるいは国有地というのものもあるのかなと思いました。

あと最後は、「自然共生エリア」という名称なのですが、「エリア」というのは私も分かりにくいかなと思っていて、例えば「自然共生地域」ではダメな理由が何かあるのかなと思いました。

- 八木委員 私のポイントも「自然共生エリア」という名称ですが、「エリア」にするのか、「地域」にするのかというのがあると思いますが、基本的にはいい名称だと思っています。

ただ、外国人に分かるように、先ほど御説明の中に「里山とのつながり」というお話がありましたが、里山のコンセプトとどうつながっているのか、全く被っているのか、被っていないのかとか、外国人が混乱しないようにうまく説明出来るのが重要かなと思いました。

あと2点目、ESG投資なのですが、これに有効という御指摘がございましたが、これも賛同いたします。そして、その意味で認定のスキームを国が直轄でというのは、当面はよいと思います。よいやり方だと思っています。

というのも、これもESG投資をしてくる側がどう思うかということが重要で、やはり投資してくる側からすると、「国が責任を持って認定しています」というと、よりいいのかなという気がしています。

似たようなもので、食品の衛生基準で「HACCP」というのがあって、そのHACCPはアメリカが輸入する場合は、輸出国の民間団体が水産加工場などをHACCP認定すればそれでいいことになっているのですが、EUが輸入する場合は、輸出側側の認定機関は民間団体ではなく国でないとEUは受け付けないことになっていて。ですから、もしかして投資する人によっては受け止め方が大分違うところがあると思いますので、とりあえず国でいって様子を見るというのはいいやり方だと思います。

- 佐藤委員 1ページ目のカテゴリーに「農地」は入れておくとよいと思います。有休荒廃地をブドウ畑にすると生物多様性が高くなるという事例もあります。今後は「農地」が生産だけでなく、生物多様性向上にも貢献することを周知するためにも追加いただけたらと思います。

体制のイメージについて、認定プロセスの公開も非常に重要だと思います。認定プロセスの公開によって、このような基準で認定されるということが分かりやすくなると思います。

もう一つは、認定の主体が国ということですが、事務関係やマッチング、OECM認定に関する事前の相談、認定後の認定地の管理者、所有者同士でのネットワーク、相談窓口に対するプラットフォームが必要と考えます。

例えば「国分寺崖線」という30kmの崖線が東京都にあり、崖線沿いには大学や企業、公園など様々な所有者や管理者があります。一体の緑地としてどのように管理していくのかについては共通の課題があり、各主体をつなぐプラットフォームを作っているところです。これが、緑地の保全や活用に非常に有効だということが分かってきました。認定後も孤立することなく、意見交換や相談し合える場など、プラットフォーム機能を体制の中に組み込んでいただければと思います。

- 土屋委員 まず全体的な感想なのですが、今回の御説明、もしくは提案というのは非常に分かりやすく、全体としていいものだというふうに感じました。

特に最初のところで示されていた保護地域か、広い意味でのOECMかという

のを問わないで、ひとまず保全に関する個別の取組を認定するというのは、非常にいいことだと思っております。

というのは、これまで保全の個別の取組を認定するというのは、実はそれほど行われてはいなくて、例えばナショナル・トラストというのがありますが、それ以外で個別の取組を認定することに、これまでは積極的ではなかったと思います。今回の場合、そういう「個別の取組」に焦点を当てたというのは、非常に良いことだと思えます。

それで、これは「大小問わず」というところが入っているわけで、そうすると実際の住民の方々の取組や、都市の中での取組というのは非常に面積が小さいけれど、それなりに重要な意味を持っているというものまで含めて、ひとまず全てを入れてから考えるというのは非常に現実的だと思います。

それで現実的という意味では、その後の、これは4ページ目になりますが、まずは「個別エリア」の認定から始めて、「団体との連携協定」や「関係省庁と調整・整理」を行うというのは、今すぐには出来ないことをしっかりスケジュールに入れておいてやっていくということは非常に重要なことで、別の言い方をすると、個別エリアの認定でホッとしてしまって、それ以外のところに努力が行かないというのを避けるために、ちゃんとこういうのはこれからスケジュールとして書いておいていただいて、ぜひa-2) やb) というところまでやるのを全体の任務としていただけると、ありがたいと思っております。

それから名前なのですが、私も「エリア」という英語を使うのがいいのかなというのがありまして、「自然共生区域」とか、「自然共生地域」ではいけないのかというのはいちよと気になりました。

それから先ほど「関係省庁と調整」、もしくは「団体の連携協定」のところでは、これはまだ私自身もここではあまり発言してこなかったと思いますが、いわゆる森林認証という制度があります。森林認証制度というのは民間で主にやっているもので、国もサポートしているわけですが、その中で「生物多様性の保全」というのも大きな一つの基準になっているので、これは認証対象の森林全部が入るというわけではないにしても、それに該当するところが出てくると思われますので、そういう制度との連携というのがこれからは非常に重要になってくるのではないかと思います。

- 藤倉委員 スライドの2枚目、緑のところです。ここについて「研究機関の森林」、「環境教育に活用されている森林」とありますが、例えばこれは海でも当てはめることが出来ると思いました。いろいろな臨海実験場とか、あとは実質的に漁業権が放棄されているような場所もあると思えます。恐らく企業の敷地に接している海でも、実質的にはそういう場所があるのではないかと思いました。

次のスライドで、このように分かりやすい名称を使われるということは非常によろしいかと思えます。教えていただきたいことは、例えば「自然共生エリアではない保護地域」とか、「自然共生エリアではないOECM」というのが存在するように思えたのですが、私は全て自然共生エリアだと思いました。自然共生エリアに入らない保護地域やOECMがある場合には、それは具体的にはどういうことを想定しているのかということをお教えいただければと思いました。

インセンティブのところですが、確かにESG投資とかも非常に企業としては重要かと思えますが、市民団体とかがやるときのインセンティブとして、無償にするということだけでいいのかということですか。企業も含め、それでインセンティブになるのかということの方が心配です。もちろん国の予算が厳しいのは重々承知していますが、お金を出すとか、あとはOECMに認定されたら素敵なのですよというアウトリーチとか、宣伝というものを国内のみならず世界的にも宣言するということがすごく重要なのかなと思いました。

- 石井座長 たくさんの御意見、どうもありがとうございました。コメント、御質問について環境省のほうからお答えいただければと思えます。広田委員からの事前のコメントも含めて、よろしくをお願いします。

- 環境省・小林課長補佐 委員の皆様、非常に多くの御助言、御意見をいただきましてありがとうございます。大きく質問とコメントをいただいたと思えますので、まず御質問の点からお答えさせていただきたいと思えます。

竹ヶ原委員から御質問いただきました。資料1-1の2ページのところで、小さく「○」で描いてあるような一つ、一つの個別サイトのことを自然共生エリアの個別対象のことでしょうかということでしたが、おっしゃるとおりです。

一ノ瀬委員からいただきました御質問、保護地域と自然共生エリアがある中で、自然共生エリアに入らないOECMがあるのかどうかということについては、

「ある」ということです。これについてはその他にもいろいろコメントもいただいたところですので、併せて回答したいと思います。

頂いたもう一つの御質問の、申請主体が国の場合はどうなるのか、河川や、海岸線、国有地はどうするのかについても後ほど複数いただいたコメントと一緒に併せて回答させていただこうと思います。

いろいろたくさん頂いた中で全てお答え出来るか分かりませんが、御意見を頂いたことに関しても含めて今から述べたいと思います。

まず、渡辺委員から頂きました、自然共生エリアが保護地域の中にも重なっている中で、その質の向上とか管理の向上につながるというのは非常によいのではないかということですが、我々もこの自然共生エリアの認定というのが、保護地域の中でも外でも問わずやっていきたいのは、「質の向上」、「管理の向上」につなげたいという思いがありますので、我々の後押しになってありがたいコメントでした。

また、先ほどの一ノ瀬委員の質問とも重なりますが、資料 1-1 の 4 ページの a-2)、b) には、個別認定だけでなく、団体との連携協定、関係省庁との調整・整理というのが OECM 中には含まれるであろうと考えています。a-2) の団体との連携協定ということであれば、例えば ABINC 認証や JHEP 認証といった既にある民間の認証制度などと今後どういう連携が出来るかということを考えていきたいと思いますが、具体的な調整というのは意見いただきましたように、自然共生エリアでの個別認定実績を重ねながら考えていくことにしていきたいと考えています。

また、b) の関係省庁との調整・連携についても様々な御意見を頂きました。b) についても現在、関係省庁が管理している場所、保有している場所などの中にも当然、生物多様性の保全に貢献している区域というのがあり得ると考えています。これからその可能性を含めて具体的な検討をしていきたいと思ひますし、こちらも個別認定の実績を踏まえながら引き続き関係省庁と連携・検討を進めていきたいと考えています。

この点については、土屋委員からもスケジュールをちゃんと考えてほしいと、そこに載せているというのはすごく重要ということですので、そこは私たちもしっかりと後回しにしないように進めていきたいと考えています。

スケジュールについては、渡辺委員からも頂いたように、ほかの部分についても進めていくということで、今申し上げましたとおり頑張っていきたいと思っています。

竹ヶ原委員からは、TNFDが進んでいく中で今は非常に重要なタイミングであるとコメントを頂きました。世界の動きや企業の動きを踏まえながらタイミングを逃さないように、この仕組みを進めていきたいと考えています。

また、名称についていろいろな御意見を頂きました。「自然共生エリア」という名称がよいのではないかというご意見もあれば、「エリア」というところが少しどうなのかという御意見もありました。頂いた御意見を踏まえながら改めて考えていきたいと思えます。

藤倉委員からは、自然共生エリアではない保護地域、OECMが存在するのかということですが、この「自然共生エリア」というのが、ここでは概念的なものではなくて、あくまでも個別エリアを認定したサイトごとの愛称のような形で使っているということになっています。

八木委員から名称についていただいたご意見も、おっしゃるとおり海外の方が混乱しないように引き続き考えたいと思えます。

また、ESG投資について、国が当面直轄でやるというのは、やはり投資をされている方にとってもいいのではないかというような御意見を頂きました。その点でやはり「認定する」ということのメリットが投資をするサイドにどう映るかということも含めながら、今後、国が当面は直轄でやることもそうですし、その後の体制を考えていくときにも、そういう視点を忘れずにしていきたいと思えます。

佐藤委員からは、1ページ目に「農地」が入っていないので、入れたほうがいいのではないかという御指摘を頂きました。今のところ「里地里山」というところで農地も含めて広く表しているような表現にしておりました。農地の中にも生物多様性の保全の向上に頑張っているような場所、そういうところが貢献しているところがあるので、そういうところのPRにも使っていくほうがよいという御意見を頂きました。このあたりは関係する方々とも一緒に連携しながら進めていければと思えます。

資料1-1の7ページの体制イメージについて、佐藤委員から認定プロセスを公表していくことが重要ではないかという御意見を受けました。来年度から試行

認定を進めていく中で、こういうプロセスを表しながら分かりやすく、申請しやすく、多くの方に活用していただくようなものにしていきたいなと思っています。

また、渡辺委員、佐藤委員から、いわゆるネットワークのような形、保護地域、それから自然共生エリアをつなげていくような考え方というのが重要ではないかという御意見を頂きました。ここはおっしゃるとおりで、我々もこういう形にしていきたいと思っております。

既存の保護地域、認定する個別エリア、それ以外のOECMになるような場所を個々だけでなく、サイト同士がどうつながっていくか、それが「生物多様性の価値」という部分のネットワークだけでなく、人と人、それから管理者同士のネットワークという、人と生き物の両方のサイドでのネットワークというのを立ち上げるような形を作っていくことを引き続き考えていきたいと思っておりますので、御助言、アドバイスをいただければと思っています。

土屋委員から、個別認定に焦点を当てたこと、大きさを問わないことは非常によいことであるという御意見を頂きました。非常にありがたく存じます。

藤倉委員からは「研究機関の森林」に対応するような場が、海にもあるのではないかということでしたが、海については議題2でもありますように、議論を始めたばかりですので、頂いた意見を含めながら考えていきたいと思っております。

インセンティブについては我々も重要と考えております。まだなかなか具体的なものがお示し出来ていないところで大変申し訳ないのですが、ぜひ多くの方々がこの個別認定に申請いただけるようなインセンティブ、メリットを考えていきたいと思っています。

- 環境省・羽井佐調整官 補足します。

広田委員から、農業との関係、農地とかを具体として推進していく場合に、カテゴリーで言えばa-2)に入ってくるのではないかという御意見を頂いております。このa-2)とか、a-1)のカテゴリーで、自治体がどのような役割をしていくかというのがまだ引き続き検討している段階ですので、引き続き詰めていきたいと思っております。

それから御意見として、行政との連携ということも出ました。それについては農水省をはじめ関係省庁といろいろと御相談しているところがございますので、引き続きよく連絡を取り合って検討していきたいと思っております。

更に、未登記の土地、所有者不明の土地についてどう扱うかという話がありました。大変重要なところで、そこがネックになってこの取組が進まないというのはもったいないなというふうに思っているところです。認定基準の中で、法定の協議会などが設置されている場合には、その協議会の設置主体が認定主体となることで、ある程度、その土地を大きくカバー出来るような形を考えていきたいと思っています。運用の詰めが必要だと思っております。

続いてはインセンティブで生き物認証米などのこともあって、認知度を高めていく必要があるというコメント、まさにそのとおりだと考えております。普及啓発の部分が今後は重要になるというのは、今日も委員の皆様から頂いたコメントと関係すると思しますので、やっていきたいと思っています。

広田委員から、海と陸の体制についてどう考えるか、この後に御説明するまさに海の論点の一つだと思っています。

それから、類型ごとに典型事例を作って進めていくのがいいのではないかとこの観点につきましては、スケジュールの中に入れておりました「先行 100 地域」というのがまさにそういうものに該当してくるのかなというふうに考えています。

それから少し補足ですが、名称に関しましては、「エリア」というカタカナにした理由の一つとしては、実は「地域・区域」だと漢字が6文字連続するということでの取っつきにくさがあるのではないかとということと、OECMなり、自然共生エリアというのが、法的な規制というものを伴うものではなく、広く皆さんに参加していただきたいというものですので、「地域・区域」というと「法律に基づく指定」を彷彿とさせるような表現を現段階ではしないほうがいいということもあって、カタカナを使っているということです。いろいろ御意見を頂いたところですので、改めてこちらでも考えてみたいというふうに思っております。

- 石井座長 どうもありがとうございました。
- 環境省・谷貝室長 佐藤委員からのプラットフォームの件と、藤倉委員からの企業以外の申請者について補足します。まずプラットフォームについてはこちらも必要だと思っており、作っていききたいと思っています。申請者に限定せずに、応援する方が参加でき、できるだけ幅広い方が応援団になるという形にしたいと思

っています。その中でマッチングや、相談窓口が出来るといいと思います。今後そこは徐々に詰めていければと思います。

またインセンティブについて、企業へのESG投資以外で何かないかについては、苦しい財務状況ですが、補助金も活用して支援をしていきたいと思っています。また国際的な場での発信が大事だと思っていますので、COP15などの場を使って発信していければと思っています。

また、先ほどの管理支援との関係でいえば、支援したい企業と管理している地域の団体をマッチングするような取組も行おうと思っていますので、それらを組み合わせると効果的に出来ればと思っています。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。委員からまだ御意見があらうかと思いますが、時間が厳しいので、資料1-2に関して委員の皆さんから御意見、御質問をお受けしたいと思います。前回、詰めたところかと思いますが、竹ヶ原委員よりお願いします。
- 竹ヶ原委員 1点だけ質問です。統治主体と管理主体という2つガバナンスの主体を上げていて、分かりやすいと思います。企業の工場の中のビオトープなどが顕著な例ですが、工場は敷地を提供し、運営は地元のNPOに委託している場合、この統治責任者と管理責任者が一体で運用されて初めて価値が実現するようなサイトがあると思います。このような両者の連携を前提に認定する場合は、審査の場でそれぞれ見ていくことになるのでしょうか。

例えば、NPOの責任者が交代され、当初期待していた能力が維持出来なくなった場合にどうするかといった、細かい論点も想定されると思いました。

- 石井座長 ありがとうございます。渡辺委員、お願いします。
- 渡辺委員 認定基準の検討を進めていただきありがとうございました。

5ページの「生物多様性の価値に関する基準」の最初の注書きに範囲の設定について書いてあります。実際に個別の認定の際には対象地域の範囲の設定は悩むところが多いと思いますが、ここに書いてあることはやや分かりにくいので、実際の具体的な場所を想定しつつ、範囲設定の考え方をさらに分かりやすく書いたほうがよいと思いました。

もう1点、最後のモニタリング・評価で、基本的にどのようなタイプの認定地域もモニタリングするのが大事という説明があり良かったと思いました。例えば

人が全然入らないような場所は開発の影響というのはないが、外来種が入ったり、鹿の影響が及んだり、気候変動で生態系が変わってしまったりということはあり得ることなので、対象地域の価値が損なわれるような事態が起きていないかを、何らかの形で見ていくことが必要と思いました。

それから、モニタリングの結果の報告と評価で、モニタリングを通じて対象地域の価値が損なわれてしまったことが判明したときに、この個別認定の更新をどうするか、損なわれてしまったら認定を取消するという仕組みを設けるのかどうか、などについても検討しておくことが必要と思いました。以上です。

- 石井座長 どうもありがとうございました。一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 生物多様性の価値に関する基準のところ、2つほどあります。

この整理は大変だったと思います。その上でちょっと意地悪なことを聞くことになると思います。

かなりいろいろ網羅出来るように、機能で分けたりしたことによって、結果的にほぼ全て何でも入ってしまう気がします。

そこで、実際に認定するときには、さらに細かい基準のようなものを作られるのでしょうか。もちろん厳し過ぎるのはよくないと言われていて、確かにそうだと思うのですが、実際には手が挙がってくる数を見ながら考えることになるのかなと思います。そのあたりの現時点で考えていることを教えていただければと思います。

もう1点は、全体に関わるかもしれません。ここで上がっている生態系サービスの機能には、森林による地下水の涵養などが入ってきますが、熊本には地下水の涵養については、「地下水財団」というのがあり、民間と自治体も連携した素晴らしい取組があります。例えばそういう財団が申請しようとしたときに、地下水を涵養していると言われる地域はすごく広い範囲となり、いろいろな種類の場所があります。草原、森林から水田、農地まであり、全部対象になるのか、それとももっと小さい範囲で、所有者レベルで申請するのか、どのようなイメージでしょうか。以上、2点です。

- 石井座長 ありがとうございます。藤倉委員、お願いします。
- 藤倉委員 モニタリングにもつながりますが、先ほどの説明で、申請するときに管理計画書は出してもらうということは理解しました。現在、沖合海底自然環境

保全地域（深海底の海洋保護区）を設定するときには、環境省が保全計画書だけでなく、指定書も出されています。ですから、何を根拠にOECMに指定したかを具体的に書くことが重要と思います。基準は、3.にある「生物多様性の価値に関する基準」がベースになると思います。例えばレッドリストに掲載されている種がいるため、ここはOECMとなっているというように、ある程度具体的に書いてないと、後で何をモニタリングするかということにつながらないと思います。

同様に3.「生物多様性の価値に関する基準」の「ア」の「原生的な自然生態系が存する場としての価値」についてです。海のOECMを拡大しようとする、現実的には沖合に拡大することが相当生じると思います。認定基準の詳細の中には「自然林・自然草原」が参考として書いてあります。沖合だとほとんど人が行かないので、手つかずの状態であり、全てOECMになってしまうというイメージがあります。そこで例えば漁業や資源開発が行われていない場所、設置物がないところ、ゴミが少ない場所などが入れられると思いました。

最後にモニタリングです。実際にOECMをどう沖合で設定するかにもよりますが、5年程度の頻度で沖合深海のモニタリングをするのはなかなかきついと直感的に思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは佐藤委員、お願いします。
- 佐藤委員 5ページの「生物多様性の価値に関する基準」のところは、非常によく整理されていると思いました。

その中で、「都市の自然」という視点をどのように検討されていくかが疑問ではあります。「アーバンネイチャー」をどのように充実させていくかについては先進都市でいろいろな取組が始まっています。ロンドンも「National park city」をうたい、公約に掲げています。OECMの基準にも、都市内で生物多様性向上を図っていく取組を促進する方向性が示されるとよいと思います。

都市の自然を考えるにあたり、2点検討すべき点があります。一つは新しく創出される自然の取り扱い方です。既存の緑地はもちろんですが、新しく創出される都市の自然環境を増やしていくためにも、に認定基準をしっかりと作っていくべきだと思います。例えば港区は「生物多様性緑化ガイド」を作っており、企業や民間の方々へ生物多様性を取入れた計画を策定することを促しています。

2点目は、「都市の自然」は非常に小さな面積の組合せであるところが多いため、それらをセットとして重要な拠点と考えるべきだと思います。面積は下限がないということですが、小さな面積だけでは機能しないところを、幾つか組み合わせていくことで生物多様性の向上が発揮されるというエリアも評価していけたらと思っています。官で保全する緑地と民の緑地が相互に乗り入れをして、さまざまな連携が生まれていくことが理想的ではないかと思っています。

例えば江東区などは「ポケットエコスペース」を区内各所に作っています。これを他の民間企業が所有する緑地でも取入れて連携させていく、そのような取り組みを進めることによって、公と民をつなぐという意味でのOECMの役割、新しい役割も見えてくるように思います。

一方、「農の風景育成地区制度」という制度が東京都にはあります。これは生物多様性向上というより、景観や農地が持つ機能を都市に役立てていこうということですが、結果として屋敷林や畑、雑木林が一つのセットとして育成地区として認定されることで、単体であるよりも生物多様性が著しく向上します。

官と民、民同士が連携することで相乗効果が高まりますから、そのようなネットワークも評価されることが重要だと思います。

最後に、ABIINCの認証制度は、非常に洗練されていますから、その制度を何らか取入れていく、連携していくことが有効だと思っております。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは八木委員、最後をお願いします。
- 八木委員 時間の関係で簡潔にお話をします。

一つは、季節性の問題です。例えば渡り鳥の越冬地になっていて、冬だけ保全されているようなケースです。夏は普通に水田農業をやっており、冬は冬水田んぼにて、渡り鳥の越冬地として保全している場合、それを申請していいのかと疑問を申請者側が思うかもしれないので、そこは「それでも申請してもいいですよ」という話をどこかに書いたほうがいいと思いました。

2つ目は、情報の開示がどこまでされるのかもどこかに書いたほうがいいと思います。というのも、例えば希少種のハビタットでは、位置情報が公表されてしまうと、そこに密猟者が入ってきたりしかねません。そこで情報公開のポリシーをしっかりとすること、これらをうまく書くことで、申請者が申請しやすくなると思いました。

3つ目は、これは海が入っているのかどうか分からないところがありました。海の場合には管理権限が陸上の土地とかなり違いますので、海を配慮するとこのあたりは少し書き直す必要があると思いました。

- 石井座長 ありがとうございます。予定よりも少し時間が押していますが、たくさんの御意見を頂いておりますので、環境省から手短かに回答、コメントを頂ければと思います。よろしくお願いします。
- 環境省・小林課長補佐 ありがとうございます。なるべく手短かに回答したいと思います。

まず竹ヶ原委員から頂きました御質問について答えたいと思います。統治責任者、管理責任者の2つがある場合、両者の連携はとても重要ですが、申請自体は統治責任者、管理責任者の事例で挙げていただいた場合だと、工場の敷地を所有している場合なら、工場の企業、管理している地元のNPOのどちらかが申請を出す、もしくは連名で出すということもあり得ると思います。

実際の管理の体制や内容も基準の中に設けておりますので、こういう連携をしっかりとやっていく体制になっているか、内容になっているかを審査していく形にしたいと思っています。

継続的な体制の考え方について渡辺委員からも御意見を頂きましたが、この途中、途中で見ながら、そのような連携体制がしっかりしているかどうかを見ていくことにしたいと思っています。

渡辺委員から生物多様性価値の範囲の考え方について、分かりやすくしたほうがよいとのことでした。今後、申請者が分かりやすい、ガイドラインのようなものを作っていかなければと考えております。示し方を工夫していきたいと思っています。

また、モニタリング評価についても御指摘をいただきました。モニタリングは難しいテーマと考えております。個別のOECMとして認定したエリアの保全効果を示すのがなかなか難しい場合でも、何とか全国の中での生物多様性保全はどのようなのが見えるような形を環境省側でも考えていきたいなと思っています。

認定の更新、取消などについても、今は認定基準の案がほぼ出来上がってきたところですので、その後どう継続していくのか、どう見ていくのかも引き続き考えていきたいと思っています。

一ノ瀬委員から頂いた生物多様性の価値が何でも入ってしまうのではないかという点ですが、我々としてはこの「生物多様性の価値」については、例えば希少種だけなどに限定することなく、多様性の文字通り、いろいろな価値を広く見つけていき、つなげていくようなものにしていきたいと思っています。

そういう意味で、この認定の生物多様性の価値は幅広く押さえておりますが、実際には本当に価値があるかどうかを審査委員会のようなものを設置し、委員から意見をいただきながら考えていくような形で担保していきたいと思っています。

生態系サービスについて、熊本県の地下水の涵養の事例を挙げていただきました。草原、森林など対象となる場が幅広くなる場合の申請主体はどうなるのかについては、今のところの考え方では、所有者個々から申請ということと、あとは先ほど羽井佐からも申し上げましたとおり、何らかの既存制度などで、そのエリアを一定の区域としてカバーしているという考え方があれば、それに基づいて協議会なり、そこの行政の長が申請すればいいような形を考えていきたいと思っています。

実際に試行的に進めていく中で、個別の事例を見ながら実態に即したようなものにしたいと考えています。

藤倉委員から、認定した指定理由を示すことが重要という指摘がありました八木委員からも頂きました。情報の開示をどこまで行うかも含めて、実際にどういう形で認定したエリアを示していくか、公表していくかを考えていきたいと思っています。

また生物多様性の価値、モニタリングについて、沖合のことについて意見をいただきました。こちらの説明不足でしたが、これについては陸をメインに考えておきまして、海については次の議題で御意見を頂きたいと思っています。

佐藤委員から、都市の生物多様性が入っているのかが分かりづらいという指摘があり、御指摘のとおりだと思っています。今のところ、資料1-2の6ページの(4)がいわゆる都市の中の緑地帯やビオトープ、共生する自然などを含めて捉えられる基準にしているところです。この中に、例えば景観や自然の触れ合いの場となる緑地や、教育目的などが含まれると考えています。

また、個々の小さな緑地帯をつなげていくこと、民間だけでなく官の取組と連

携していくことは非常に重要なことだと考えています。連名で出すなど申請のテクニカルな話だけでなく、もう少し広い観点から官民連携でどうネットワークをつなげていくか、それに個々のサイトの認定をどう組込んでいくかというのを、試行の取組を進めながらになるかもしれませんが、ぜひ機能するようなものを考えていきたいと思っています。

また八木委員からご指摘頂きました。渡り鳥の越冬地などについて、夏は普段の水田のまま冬だけ守る、そういう一時的なものでもよいということを書いたほうが良いということでした。ここも申請する方が分かりやすいような形を工夫し、ガイドラインなどを作っていきたいと思っています。

情報開示については先ほど申し上げたとおりです。

里海についても似たような認定スキームを考えていきたいと思っておりますが、御指摘のとおり、基準についてこのままというよりは、また議論を深めながら海用のチューニングが必要ではないかと考えているところです。

- 環境省・羽井佐調整官 一つだけ補足です。一ノ瀬委員の、基準に関して何でも拾っていく形にならないかという御指摘に対しまして、スケジュールに書いております「先行 100 地域」の中で理想的なものを OECM、自然共生エリアとして示していけるように調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。各委員からまだ御意見があるかと思いますが、時間が実は 20 分ぐらい遅れております。申し訳ないのですが、15 分ぐらい延びると予測しており、ご了解のほどよろしく申し上げます。

それでは海域のほうに移りたいと思います。議題の 2 です。「海域における OECM について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

(2) 海域における OECM について

- 環境省・守審査官 「海域における OECM」について、私のほうから御説明させていただきます。時間も押しておりますので、手短にしたいと思います。

海域については先月、勉強会を開催しましたが、現状の検討の状況について御報告をさせていただきたいと思います。

まず「海域における OECM 検討の進め方」について、令和 3 年度の勉強会はどのような目標で進めていくかを決めております。

令和3年度の目標としては、まだ検討を開始したばかりですので、現在の海洋保護区の状況や海域の利用、管理の状況を委員の皆様と共有した上で、海域におけるOECMとはどんなものか、海域におけるOECMの考え方、仕組みの方向性などを検討していきたいと思っています。その方向性については、次期生物多様性国家戦略への記載内容なども見据えながら進めたいと思っています。

それで目標として2点挙げております。一つは海域におけるOECMを検討するための課題の洗い出しで、これは沿岸、沖合に関係なくというところですが、どのような課題があるのかを洗い出していくということです。

それで2つ目は、30by30 ロードマップとか、次期生物多様性国家戦略に記載する海域のOECMの考え方の案を決定していくことです。ここで出した考え方の案を検討会でも御報告し、御意見をいただいて決定していきたいと思っています。

続いて「海域におけるOECMの現状の検討状況」ですが、このような観点で御意見が出ている、検討を進めていきたいと思っている、ということをお紹介させていただきます。

一つは、大きな方向性としてこのような考え方で進めたいと思っているところで、考え方を2つに分けていきたいと思っています。先ほど資料1-1の説明にもありましたが、基準の中で御意見もいただきました。干潟、藻場、サンゴ礁等、いわゆる「里海」と呼ばれるような部分、沿岸域の一部については、民間の保全活動が既に行われているということもありますので、その取組については陸域を中心に検討している認定の仕組みの対象として、その取組を後押ししていきたいと考えています。

陸域と考え方は一緒ですが、既に海洋保護区の中に入っているものであっても、認定の対象として取組を後押ししていくということを考えています。その際、先ほど八木委員や藤倉委員から御意見もいただきましたが、海の場合の認定基準というのはチューニングが必要ということになっております。藤倉委員から臨海実験場の話や海に面している企業立地の話を頂きましたが、そういう具体的な例も考えながらチューニングをしていきたいと考えています。

このような認定の対象以外の海域については、これも藤倉委員から、沖合に広げていくということを考えると、なかなかモニタリングが難しいという御意見を頂きました。それはそのとおりでして、そういう場所をどのようにOECMにし

ていけるか、OECMとしてふさわしいのかということもまた別途検討していきたいと考えております。

もちろん、もともとOECMのメソドロジーの考え方の基準を参照しているということもありますので、この認定の基準から大きく外れるということはないのかもしれませんが、別軸で沖合については考えていきたいと考えています。

続いて、このような課題が上がっており、このような検討をしていきたいという報告になります。まずOECMと海洋保護区(海洋保護区)の関係性について、陸と同じようにOECMを設定したら、どのような生物多様性の保全とか社会課題の解決のための効果が見込めるかということ、目標設定として考えていけるかを検討しないといけないと思います。

OECMを設定した先にある生物多様性保全に関するビジョンのようなものを考えていかなければいけないのではないかと考えております。先ほど佐藤委員から「ネットワーク」というお話がありましたが、OECMと海洋保護区のゾーニングでは、海についても海洋保護区とOECMを含めた生物多様性保全のネットワークというのをどのように構築していけるのか、どのようなことが生物多様性保全にとって適切なのかということを検討していかなければいけないと考えております。

その際OECMと海洋保護区は同列のもの、お互いに異なる手法による生物多様性保全のためのツールとして、相補的なものとして捉えていく必要があると考えています。

- 続いて陸域との関連性について、これも御意見を頂いておりましたが、海を守るための活動として、例えば植林や里山の管理等、陸域の活動が行われている場所も多くありますので、そういう陸域の活動が海洋の生物多様性に与えるポジティブな効果も、どうにかOECMとして評価出来ないかと考えております。ただ、それをどのように整理・評価して、生物多様性の保全に資する区域として表現出来るかということは、今後の検討課題と思っています。

続いてOECMの管理措置でございますが、ここはかなり難しいと考えております。ただ、漁業資源の管理がされているような、既に管理がある海域については、指定後に適切な管理が行われていない、いわゆる「ペーパー海洋保護区」と呼ばれるようなものより有効な保全措置が執られていると言えるのではないかと

というような考え方もございます。いわゆる「里海」ですが、このようなところは多様なステークホルダーが参画したボトムアップ型の資源管理のアプローチ、日本に特徴的なものでございますが、このような管理が生物多様性の保全にも有効だということをどのように整理してOECDMとしていけるのか、そしてそれをどのように整理して発信したら世界にもしっかり認めてもらえるのか。

この辺は先ほどの議論の中でもお話があったところでございますが、里山の考え方との整合性、この場合には「里海」ですが、そういうところも併せてどういうふうに世界に発信して認めていただけるかも大事かというふうに思っております。

続いてモニタリングの話ですが、管理措置の中で、一番海で大変なのはモニタリングだと思っております、こういう資源管理がされている海域や里海の海域をOECDMの候補としていくのはあるのですが、その中でどのように生物多様性の保全に資することを証明していくか、モニタリングしていくかが結構大事な点でございます、それをどう実施・継続していくかが検討課題と思っております。

「生物多様性の保全は何か」という大きな課題にもなるかもしれませんが、例えばフラッグシップ種とか、あとはOECDMの定義の中には「付随する生態系の機能・サービス」という言葉もございますので、そういうものが生物多様性の保全の代替指標となる可能性もあるのではないかと考えておりました、その点も検討が必要な部分と思っております。

最後に「生物多様性の価値について」というところですが、今までの話の中では既に資源管理がされている場所や、里海の管理が行われている場所で、管理の面を表に出してきた部分がございますが、一方で生態系を持続可能性の観点から保全するというのがOECDMの大前提でございます。生物多様性の価値がある部分、守っていかなければいけない部分を、科学的にOECDMとして選んでいくというプロセスを、どのような根拠に基づき、進めていくことが出来るのかというのも、前提ということになるかもしれませんが、考えていかなければいけないと思っております。

その際、既に環境省で抽出している重要海域の活用や、既存の科学的知見の活用というのでも考えていきたいと思っております。

続いて、これも前回の検討会でお話を頂いたところでございますが、海洋生態

系の三次元構造というのが課題だという話になっていて、我々も検討課題だと思っております。その際に、中層と海底を別々に保全区域としてカウントして、割合に計上するというようなことも考えられるのではないかとというような意見もありました。

ただ、これについてはもともと保全の対象とする生態系も違うということと、あとはモニタリング・管理をするにも、面的とは言え、それぞれ保全対象が違うので、その分コストも掛かってくるだろうということで、陸とは異なる考え方をする必要があるのでないか。そういうところについても三次元構造をどう整理していくのか、どうOECMに落とし込んでいくのかも検討課題と思っております。

これで最後ですが、OECMはエリアベースということでございますが、海の生物はやはり移動性、回遊性があるということと、あとはレジームシフト等によって優占種が劇的に変化するという、ダイナミックな動きがかなり見られるのが海の生態系の特徴でもあるということで、エリアベースと言いながらも、こういう海特有なダイナミズムをどのように評価して、動的にエリアを動かしながら保全していくことが出来るかというのも課題の一つになっておりまして、かなり陸域とは違う観点からの検討も必要かなというふうに思っております。

海の勉強会の中で課題の洗い出し、考え方の整理をしていきますが、その課題、考え方を踏まえて来年度以降、具体的な認定の仕組みの試行、認定の基準の検討が出来るようにしていきたいなというふうに思っているところです。以上で説明を終わります。

- 石井座長 御説明、ありがとうございました。参考資料2というのがありますが、これについてはよろしいですか。
- 環境省・守審査官 前回の検討会の中で、藤倉委員から、日本の重要海域、海洋保護区を地図として可視化して見えるようにしたほうが検討しやすいのではないかと御意見を頂いておりましたので、参考資料2として「重要海域と海洋保護区」を可視化した図を付けております。

それで最後の地図には全てを重ねた図面をご用意していますので、これを見ていただいて、今はどういうふうな指定状況なのかというのを見ていただければと思っております。以上です。

- 石井座長 どうもありがとうございました。それでは時間が押して申し訳ないのですが、委員の皆さんから御意見、御質問等を受けたいと思います。

この部分はぜひとも藤倉委員からコメントを頂きたいところなのですが、藤倉委員、いかがでしょうか。

- 藤倉委員 ありがとうございます。実は私は勉強会にも出ておりますので、この話はよく理解出来ました。どうもありがとうございました。

一つ質問ですが、一番後の6ページのところで、最初のポツで「科学的に OECM を選ぶプロセスをどのような根拠に基づいて、どのように進めていくべきか」と、いわゆる重要海域の日本版 E B S A のようなものですね。環境省を中心にこれまで重要海域を選定していただいています、私はさらに重要海域を見直すとしたら同じようなプロセスを進めれば良いと思っています。これまでやってきた御経験で何か問題点というのがあったらぜひ教えていただきたいと思いました。

あとは、すごく細かいことですが、「中層と海底を別々にカウントする」というのは実際に国際的に許されるのかどうかということも疑問に思いました。

あとは4枚目のスライドで、これは少し本質からずれてしまうかもしれませんが、O E C M と海洋保護区との関係で、最初のポツで、「どのような生物多様性の保全や、社会課題解決のための効果を期待すべきか」ということで、スピニアウト的に、例えば海のゴミの問題とかにもつなげられるかなと思っているところで、以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。渡辺委員が挙手されています。お願いします。
- 渡辺委員 海域の特徴を踏まえた検討を進めていただいて、本当にありがとうございます。

2つほどコメントを申し上げます。沿岸域、先ほどの参考資料2で海洋保護区の指定状況を見ても、沿岸域はかなり広範囲にわたって既に海洋保護区としての指定がされています。ただ、その海洋保護区にはいろいろな制度が含まれていて、その規制の内容もいろいろな中身になっているという状況なものですから、最初の説明にありましたように、海洋保護区の中であっても民間の取組が行われていて、民間活動を後押しすることによって海域の生物多様性の保全・管理の質を高めていく、そういうことにつなげていくという考え方、そういった場所も認定の対象にしていくという方針を示していただいたことはとてもいいことだと、強

く賛成したいというふうに思います。

それからもう一つ、モニタリングの話がありました。対象海域の特徴に応じたモニタリングが必要で、一律ではないというふうに思いますし、沿岸域と沖合域ではモニタリングの中身が変わってくるということだと思います。

前回、知床の海域管理計画の事例を紹介しましたが、その対象としている海域の OECM の生態系の価値を、その変化をどう捉えていくか。それがモニタリングとして大事だと思います。そのときにその対象地域の海域の生態系の価値を捉える上で、漁業対象種だけでなく、例えば海鳥も含めて漁業対象種以外の種を対象にしたモニタリングというのも有効であるというような OECM については、漁業対象種以外も含めた、その生態系の価値の変動を捉える上で「有効な種を対象にしたモニタリング」というのもぜひ検討していただけたらと思います。知床の海域管理計画のモニタリングは、その際にも参考になるのではないかと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では、佐藤委員、お願いします。
- 佐藤委員 ありがとうございます。

「都立葛西海浜公園」というラムサール条約に指定されているところに関わっておりまして、海域の保全については多種多様な課題があることを感じております。保護された地域であっても、保全と活用のバランスをどう取っていくべきかなど検討すべき点が多々あります。

海はつながっていますから、沿岸地帯全体、東京ベイエリア全体という視点を持つ必要があります。また「流域」という視点も重要です。あるエリアをピンポイントで認証しても、周辺環境との連続性、連結性について一緒に考えていくべきだと思います。先ほども述べましたが、官民・民民の連携方法や体制の作り方については、今後も議論したいところです。

あともう1点は、5ページに「漁業資源の管理」とありますが、漁業関係者の方々にはOECMによってどんなメリットをもたらされるのか、逆にデメリットはあるのか、その議論も非常に重要だと思っております。「多様なステークホルダーが参画するボトムアップ型の資源管理アプローチ」については、それを実現するためのガイダンス的なものが必要ではないかと思います。

以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは土屋委員、お願いします。ここで最後にしたいと思います。よろしくをお願いします。
- 土屋委員 もう時間がないと思いますので、簡単に言います。今の海域のほうでもそうですし、その前の議題1のほうの議論でも、「モニタリング」というキーワードがかなり出てきました。これはやっぱり管理の中ではモニタリングというのは非常に重要なわけですが、モニタリングとは何か、ということがちょっと曖昧になってきているような気がします。

つまり、すごく一般的に、もしくは簡単に言えば、いわゆる「調査をする」ということで済むわけですが、順応的管理ということまでしっかり位置づけるのであれば、当然、評価、それから計画その他の修正というのも含んで、初めてモニタリングになるわけで、ただし、それをこの場合にはいわゆる保全エリアの管理者に全部させるわけにいかないわけで、そうするとここで言っている「モニタリング」とは何なのかを段階的にというか、少なくとも明らかにしておく必要があるのではないかと。かなり人によって理解が、もしくは段階的な理解が違うのではないかと。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。手短かにまとめていただいて、ありがとうございます。それでは御意見と御質問とがあったと思いますが、環境省のほうからお願いします。
- 環境省・守審査官 様々な御意見を頂きありがとうございます。ちょっと時間がないので、個別に一つ一つというわけにいかないかもしれませんが答えさせていただきます。

海域におけるOECMとはどのような効果を期待すべきかというところで、例えばゴミ問題などにもつなげればいいではないかと藤倉委員から頂きましたが、そのような社会的な課題解決についても考えていきたいと思っております。この辺の具体的なところは勉強会でも揉んでいきながら、逐次検討会にもご報告していきたいと思っております。

資源の管理について、佐藤委員から様々なステークホルダーが関わっているというところで、資源管理のアプローチの整理とか、メリットの整理というところがございました。葛西臨海公園についても「ネットワーク」というところで、このような仕組みをどう取入れていけるかが今後の検討かなと思います。ひとまず

個別の地域を認定していった、海域のOECMと海洋保護区のネットワークをどうつなげていくかというところで、まずは全体像を検討していくことになると思っています。

個々の認定地域同士のネットワークというのも、前回の検討会で佐藤委員から出していただいておりますが、その部分はまた今後の検討課題として議論していきたいというふうに思っております。

それと「モニタリング」ですが、様々なご意見をいただきました。漁業対象種以外のモニタリング対象というところは確かにそのとおりでして、今の管理だけで整理出来ない部分というのも出てくると考えています。知床の例についてもありましたが、モニタリング対象の考え方について引き続き検討していきたいと思っております。

モニタリングとは何かというのが曖昧というのも、陸域も含めてというところではありますが、これは新たな気づきということで、大変ありがとうございます。今回、海については沿岸・里海と沖合でまた別の考え方になるかと思いますが、どこまでモニタリングとして求めていくかというのはしっかり整理していきたいというふうに思っております。

科学的に選ぶプロセスについては、これもなかなか難しいところで、今、生物多様性条約のCOP15のほうで「EBSAの見直しについて」ということで議論が進んでいるところでありますし、海外でもOECMの設定をしている国も既にございますが、そこでもいろいろな課題が出ているというのを勉強会でも御報告させていただきながら議論しているところですので、「どのような根拠に基づいて」というのはこれから検討が必要かなというふうに思っているところです。

そして三次元構造をどのように評価して整理していけるかというところで、国際的に許されるのかという話がありました。確かにここの考え方、三次元を別で計上するというのは結構大変かなというふうに思いますが、そもそも別で計上するなら分母も3倍にしなければいけないのではないかというのが普通の考え方だと思っております、この考え方は一例ということで、少なくとも三次元構造をどう整理していくかというのが一つの課題であるということで御理解いただければと思います。

陸もそうですが、個別の認定の仕組みの試行等を通した認定のチューニングと、

あとは海に関してはそれを沖合とどう整合を取っていくかというのも課題かなと思いますので、一つ一つ事例や事例を積上げながら基準を検討していきたいというふうに思っております。以上です。

(3) その他

- 石井座長 どうもありがとうございました。最後の(3)はその他ですが、事務局から何かございますか。
- 事務局 特にございません。
- 石井座長 それでは以上で終わりにしたいと思います。多分、言い足りなかったところもあるのではないかと思うので、またいつものように追加の御意見があったら歓迎したいと思います。後ほど事務局からお知らせください。

それでは事務局にお返しをします。

3. 閉会

- 事務局・河野 石井座長、ありがとうございました。それでは環境省自然環境計画課の堀上課長より閉会の御挨拶を頂きたいと思っております。
- 環境省・堀上課長 委員の皆様、お忙しいところ御議論を長い時間ありがとうございました。今日の検討会では認定地域の基準、あるいは仕組みについて御議論いただき、たくさん御意見を頂きました。これを基に事務局のほうでまた整理をして、次回の検討会で御議論いただけるようにしたいと思います。方向性については大体御理解いただけてきたと思っておりますので、頂いたところを再度整理して、次回にお願いしたいと思っております。

また、その基準とか仕組み以外のところでもかなり御意見を頂きました。保護地域と自然共生エリアのネットワークですとか、あるいは認定後の相談のプラットフォームのこととか、あるいはインセンティブ、このあたりはこの検討会でも並行して環境省の中でも議論し、関係省庁ともいろいろと意見交換をしていきたいと思っております。次回の検討会でまた御議論いただくこととなりますが、ぜひ御協力いただければと思います。海域についてもさらに議論を深めていきたいと思っております。

最後になりますが、本年度末に第3回検討会ということが最後であります、

その後も引き続き御協力をいただくことになると思いますので、どうぞよろしく
お願いします。本日はどうもありがとうございました。

- 事務局・河野 堀上課長、ありがとうございました。

事務局からの御連絡になりますが、先ほどありました追加の御意見やアドバイ
スですが、12月17日の金曜日までに事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、これをもちまして令和3年度第2回「民間取組等と連携した自然環
境保全の在り方に関する検討会」を閉会させていただきます。委員の皆様には貴
重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

また、本日は多数の傍聴者の皆様に御参加いただき、ありがとうございました。
以上となります。

- 石井座長 委員の皆様、お疲れ様でした。

以上